

令和5年3月
関西広域連合議会定例会

報 告 書

令和5年3月7日

関西広域連合議会議員 岡 本 富 治
同 山 西 国 朗
同 浪 越 憲 一

議 事 日 程

令和5年3月4日(土)

午後1時00分開議

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 議第1号議案
- 第 5 第1号議案から第9号議案（提案理由説明）
- 第 6 一般質問
- 第 7 第1号議案から第9号議案（討論・採決）
- 第 8 議第2号議案
- 第 9 意見書案第1号（提案理由説明、採決）

議第1号議案

首都機能バックアップ特別委員会設置の件

首都機能バックアップ特別委員会を下記の要綱に基づき設置する。

令和5年3月4日提出

提出者 関西広域連合議会議員

三 田 勝 久

小 林 誠

林 隆 一

田 辺 信 広

三 宅 達 也

記

首都機能バックアップ特別委員会設置要綱

1 名 称

首都機能バックアップ特別委員会とする。

2 設置の根拠

地方自治法第109条及び関西広域連合議会委員会条例第4条による。

3 目 的

今日の中央集権体制や東京一極集中の状況下において、首都直下地震のような自然災害や大規模テロ等が発生した場合、我が国日本の首都機能の著しい低下、停止が懸念されるところであり、首都機能をバックアップする仕組み作りが急務となっている。

関西広域連合では第5期広域計画において、連合が目指すべき関西の将来像として、国土の双眼構造の実現を掲げているところであり、その主要な要素である首都機能バックアップのために必要な機能について調査・研究を行う。

4 定 数

委員定数は、関西広域連合規約の規定による議員定数以内で、関西広域連合議会委員会条例第5条の規定により選任及び所属変更された委員数とする。

5 調査期限

3に掲げる調査が終了するまで、閉会中も調査を行うものとする。

議第2号議案

関西広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例制定の件

関西広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例を次のように定める。

令和5年3月4日提出

提出者 関西広域連合議会議員

奥村芳正
中島武文
三田勝久
石井健一郎
小林誠
堀龍雄
島谷龍司
山西国朗
中村三之助
田辺信広
吉川敏文
大澤和士

関西広域連合条例第 号

関西広域連合議会の保有する個人情報の保護に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 個人情報等の取扱い（第4条—第16条）
第3章 個人情報ファイル（第17条）
第4章 開示、訂正及び利用停止
第1節 開示（第18条—第30条）
第2節 訂正（第31条—第37条）
第3節 利用停止（第38条—第43条）
第4節 審査請求（第44条—第53条）
第5章 雑則（第54条—第59条）
第6章 罰則（第60条—第64条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、関西広域連合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が別に定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が別に定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、関西広域連合情報公開条例（平成23年関西広域連合条例第4号）第2条に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記載されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること

(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

(1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

(2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

(議会の責務)

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

(個人情報の保有の制限等)

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。)の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的の明示)

第5条 議会は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の実事と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会から個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が別に定めるものが生じたときは、本人に対し、議長が別に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

(2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を特定の組織又は職員に限るものとする。
- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項 第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第38条第1項 第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項 第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情

報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第 14 条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(仮名加工情報の取扱いに係る義務)

第 15 条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報であるものを除く。以下この条及び第 49 条において同じ。）を第三者（当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。）に提供してはならない。

- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第 41 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。）を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって議長が別に定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
- 5 前各項の規定は、議会から仮名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

第 16 条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第 43 条第 1 項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が別に定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前 2 項の規定は、議会から匿名加工情報の取扱いの委託（2 以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第 3 章 個人情報ファイル

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第 17 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が別に定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）

を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。以下同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（以下「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨
- (10) その他議長が別に定める事項

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬又は福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が別に定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が別に定める個人情報ファイル

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が別に定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第 18 条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

(開示請求の手続)

第 19 条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が別に定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第 20 条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者（第 18 条第 2 項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第 3 号、次条第 2 項並びに第 27 条第 1 項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 議長が第 24 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると議長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第 21 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第 2 号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第 22 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第 23 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 24 条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が別に定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第 5 条第 2 号又は第 3 号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 25 条 開示決定等は、開示請求があった日から 15 日以内にしなければならない。ただし、第 19 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 45 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 26 条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 27 条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第 45 条第 2 項第 3 号及び第 46 条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が別に定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 24 条第 1 項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が別に定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する

情報の内容その他議長が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第 20 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第 22 条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第 28 条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が別に定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が別に定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法その他議長が別に定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第 24 条第 1 項に規定する通知があつた日から 30 日以内に行なければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の法令による開示の実施との調整）

第 29 条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第 1 項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第 1 項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（費用の負担）

第 30 条 開示請求をして、公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第 2 節 訂正

（訂正請求権）

第 31 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第 38 条第 1 項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人

情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第 29 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

（訂正請求の手續）

第 32 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が別に定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（保有個人情報の訂正義務）

第 33 条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

（訂正請求に対する措置）

第 34 条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限）

第 35 条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があつた日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 32 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（訂正決定等の期限の特例）

第 36 条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第 37 条 議長は、第 34 条第 1 項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第 3 節 利用停止

(利用停止請求権)

第 38 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第 4 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、第 6 条の規定に違反して取り扱われているとき、第 7 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第 39 条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が別に定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第 2 項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第 40 条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第 41 条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第 42 条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 39 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第 43 条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第 1 項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第 4 節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 44 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審議会への諮問)

第 45 条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があつたときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、関西広域連合個人情報保護審議会条例（令和 5 年関西広域連合条例第 号）第 1 条に規定する関西広域連合個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、その旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第 13 条第 4 項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第 46 条 第 27 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（審議会の調査権限）

第 47 条 審議会は、必要があると認めるときは、議長に対し、保有個人情報の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

2 審議会は、必要があると認めるときは、議長に対し、保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

3 議長は、審議会から第 1 項前段又は前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 審議会は、必要があると認める場合には、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は議長（以下「審査関係人」という。）にその主張を記載した書面（以下「主張書面」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第 48 条 審議会は、審査関係人の申立てがあった場合には、当該審査関係人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認める場合には、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人又は参加人は、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（主張書面等の提出）

第 49 条 審査関係人は、審議会に対し、主張書面又は資料を提出することができる。この場合において、審議会が、主張書面又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第 50 条 審議会は、必要があると認める場合には、その指名する委員に、第 47 条第 1 項の規定により提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録である場合にあっては、これに準ずる行為）をさせ、同条第 4 項の規定による調査をさせ、又は第 48 条第 1 項本文の規定による審査関係人の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第 51 条 審査関係人は、審議会に対し、審議会に提出された主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該主張書面若

しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

2 審議会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る主張書面又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 審議会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

4 第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

5 審議会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料の全部又は一部を免除することができる。

(調査審議手続の非公開)

第52条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第53条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第5章 雑則

(適用除外)

第54条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する公文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第55条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(個人情報等の取扱いに関する苦情処理)

第56条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(審議会への諮問)

第57条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める事項について、審議会に諮問することができる。

(施行の状況の公表)

第58条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第59条 この条例の施行に関して必要な事項は、議長が別に定める。

第6章 罰則

第60条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、

個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第61条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第62条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第63条 前3条の規定は、広域連合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第64条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第51条関係）

交付の方法	種別	金額
書面等を複写機により用紙に複写したもの又は電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙1枚につき10円
	多色刷り	用紙1枚につき30円

備考 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料の額を算定する。

第1号議案

令和5年度関西広域連合一般会計予算の件

令和5年度関西広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,502,474千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第292条において準用する同法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円とする。

令和5年3月4日提出

関西広域連合長 三日月大造

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		千円 1,732,601
	1 負担金	1,732,601
2 使用料及び手数料		260,808
	1 手数料	260,808
3 国庫支出金		915,813
	1 国庫補助金	875,813
	2 国庫委託金	40,000
4 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		426,448
	1 基金繰入金	426,448
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		166,801
	1 預金利子	1
	2 雑入	166,800
歳入合計		3,502,474

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 16,215
	1 議 会 費	16,215
2 総 務 費		365,836
	1 企 画 管 理 費	365,318
	2 選 挙 費	116
	3 監 査 委 員 費	402
3 広 域 防 災 費		20,966
	1 広 域 防 災 費	20,966
4 広 域 観 光 ・ 文 化 ・ ス ポ ー ツ 振 興 費		168,798
	1 広 域 観 光 ・ 文 化 振 興 費	150,187
	2 広 域 ス ポ ー ツ 振 興 費	18,611
5 広 域 産 業 振 興 費		70,436
	1 広 域 産 業 振 興 費	55,969
	2 広 域 農 林 水 産 振 興 費	14,467
6 広 域 医 療 費		1,732,871
	1 広 域 医 療 費	1,732,871
7 広 域 環 境 保 全 費		42,843
	1 広 域 環 境 保 全 費	42,843
8 資 格 試 験 ・ 免 許 費		295,697
	1 資 格 試 験 ・ 免 許 費	295,697
9 広 域 職 員 研 修 費		3,793
	1 広 域 職 員 研 修 費	3,793
10 関 西 パ ビ リ オ ン 設 置 運 営 費		780,018
	1 関 西 パ ビ リ オ ン 設 置 運 営 費	780,018
11 公 債 費		1
	1 公 債 費	1
12 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		3,502,474

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
ドクターヘリ運航業務委託	令和5年度から 令和7年度まで	千円 2,925,192
関西パビリオン整備事業 設計・施工業務	令和5年度から 令和7年度まで	533,845

第2号議案

令和4年度関西広域連合一般会計補正予算（第3号）の件

令和4年度関西広域連合一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,761千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,760,139千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月4日提出

関西広域連合長 三日月大造

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 1,422,241	千円 3,746	千円 1,425,987
	1 負担金	1,422,241	3,746	1,425,987
2 使用料及び手数料		233,374	2,072	235,446
	1 手数料	233,374	2,072	235,446
3 国庫支出金		856,433	8,015	864,448
	1 国庫補助金	827,091	8,015	835,106
4 財産収入		1	3	4
	1 財産運用収入	1	3	4
6 繰入金		111,148	△30,144	81,004
	1 基金繰入金	111,148	△30,144	81,004
8 諸収入		72,639	7,547	80,186
	2 雑収入	72,638	7,547	80,185
歳入合計		2,768,900	△8,761	2,760,139

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 16,215	千円 1,557	千円 17,772
	1 議会費	16,215	1,557	17,772
2 総務費		403,544	102	403,646
	1 企画管理費	403,026	282	403,308
	2 選挙費	116	△62	54
	3 監査委員費	402	△118	284

3 広域防災費		23,000	△943	22,057
	1 広域防災費	23,000	△943	22,057
4 広域観光・文化・ スポーツ振興費		136,340	△2,540	133,800
	2 広域スポーツ振興費	18,611	△2,540	16,071
5 広域産業振興費		71,313	△12,505	58,808
	1 広域産業振興費	56,846	△11,551	45,295
	2 広域農林水産振興費	14,467	△954	13,513
6 広域医療費		1,674,387	31,231	1,705,618
	1 広域医療費	1,674,387	31,231	1,705,618
7 広域環境保全費		42,843	△814	42,029
	1 広域環境保全費	42,843	△814	42,029
8 資格試験・免許費		293,522	△23,069	270,453
	1 資格試験・免許費	293,522	△23,069	270,453
9 広域職員研修費		3,793	△1,780	2,013
	1 広域職員研修費	3,793	△1,780	2,013
歳出合計		2,768,900	△8,761	2,760,139

第3号議案

関西広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件

関西広域連合個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和5年3月4日提出

関西広域連合長 三日月 大造

以下、省略

第4号議案

関西広域連合個人情報保護審議会条例制定の件

関西広域連合個人情報保護審議会条例を次のように定める。

令和5年3月4日提出

関西広域連合長 三日月 大造

以下、省略

第5号議案

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月4日提出

関西広域連合長 三日月 大造

以下、省略

第6号議案

関西広域連合広域計画変更の件

関西広域連合広域計画の全部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7第3項の規定により、議決を求める。

令和5年3月4日提出

関西広域連合長 三日月 大造

関西広域連合広域計画の全部を次のとおり変更する。

以下、省略

第7号議案

関西広域環境保全計画変更の件

関西広域環境保全計画の全部を次のとおり変更することについて、関西広域連合行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成24年関西広域連合条例第1号）第3条の規定により、議決を求める。

令和5年3月4日提出

関西広域連合長 三日月 大造

関西広域環境保全計画の全部を次のとおり変更する。

以下、省略

第 8 号議案

関西広域連合公平委員会に係る事務委託の廃止の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第2項の規定により関西広域連合と奈良県との間の公平委員会に関する事務の委託に関する規約（令和3年関西広域連合告示第3号）を廃止することについて、同法292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

令和5年3月4日提出

関西広域連合長 三 日 月 大 造

以下、省略

第9号議案

関西広域連合公平委員会に係る事務委託の件

関西広域連合の公平委員会の事務の委託について、次のように規約を定める協議をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議決を求める。

令和5年3月4日提出

関西広域連合長 三日月 大造

以下、省略

意見書第1号

令和6年度以降の本州四国高速道路を含む「全国共通料金制度」の
継続を求める意見書（案）

高速道路料金については、地域間格差のない全国一律の利用しやすい料金体系とすることが肝要であるが、本州四国連絡高速道路（以下「本四高速」という）は、NEXCO区間と異なる料金体系となっていたことから、関西広域連合議会をはじめ、関係府県市が連携し、格差是正を求めた結果、平成26年4月、「全国共通料金制度」が実現した。

これにより、本四高速が利用しやすくなった結果、人口減少が進む中、平成29年には明石海峡大橋、平成31年には大鳴門橋の累計交通量が、それぞれ2億台を突破するなど、関西はもとより、全国との往来により、本四高速の交通量は、順調に増加（コロナ禍の影響を除く）し、全国への経済波及効果が年間約2.4兆円に達するなど、本四高速が地方創生や分散型国土づくりに欠かすことのできない「観光や物流の大動脈」になっている。

しかしながら、本四高速を含めた現行の「全国共通料金制度」は、当面10年間（平成26～令和5年度）の時限措置であり、国・地方が総力を挙げて地方創生に取り組む中、再び実現以前の料金となれば、本四高速が全国一律の高規格道路料金体系から切り離され、本州四国間の「人」や「モノ」の交流が減少し、地方創生や分散型国土づくりへ悪影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国におかれては、2025年大阪・関西万博やポストコロナ新時代に向け、本州四国間の「人」と「モノ」の交流拡大を図り、経済波及効果を持続的に発展させるため、令和6年度以降も本四高速を含めた「全国共通料金制度」を継続することについて強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
財務大臣
国土交通大臣

関西広域連合議会議長

令和5年3月定例会 質問項目一覧

	府区市	質問者	質問時間	質問項目
1	鳥取県	島谷 龍司 議員 (分割)	8分	1 ポストコロナにおける取組について (1) ポストコロナにおける関西の再興について (2) コロナ5類移行後における観光施設等の感染防止対策について 2 関西の総力の結集と経済効果の波及について
2	大阪府	八重樫 善幸 議員 (一問一答)	8分	1 大阪・関西万博の参加国との交流について 2 大阪・関西万博への子どもの招待について 3 大阪・関西万博でのボランティアの活用について 4 大阪・関西万博期間中のイベントについて
3	大阪府	三田 勝久 議員 (一問一答)	12分	1 基本方針、視点について (1) 令和4年度海外産業プロモーション事業について (2) 令和5年度からの海外産業プロモーション事業の方向性について 2 広域的な様式・基準等の統一の推進について 3 マイクロプラスチックの流出対策について 4 「ワールドマスターズゲームズ2027関西」大会開催の準備における公平性の確保について
4	大阪市	田辺 信広 議員 (一問一答)	12分	1 消費者庁の一部移転にかかる効果及びその発信について 2 文化庁移転等を契機とした関西文化の振興について
5	堺市	三宅 達也 議員 (一問一答)	8分	1 「2025年大阪・関西万博」に向けた取組について (1) 万博開催に伴う関西各地への波及効果について (2) 関西各地への誘引に向けた取組について (3) 関西の発展につながる万博のレガシーについて
6	兵庫県	北浜 みどり 議員 (一括)	10分	1 今後増加する外国人旅行者等への大規模災害時の対応について 2 関西広域連合のカウンターパート方式における支援のあり方について
7	兵庫県	石井 健一郎 議員 (一括)	10分	1 広域産業共創プラットフォームの今後の展開について 2 山陰海岸ジオパークの魅力向上に向けた取り組みについて
8	神戸市	守屋 隆司 議員 (一問一答)	8分	1 障がい者スポーツの振興について (1) 競技人口の拡大のための取組について (2) 理解促進のための子どもたちの観戦支援について
9	京都府	諸岡 美津 議員 (分割)	16分	1 新型コロナウイルス感染症の今後の対策について 2 新しい時代の文化・観光首都“関西”について (1) コロナ禍における関西広域連合の観光振興について (2) 関西観光本部を中心とした官民一体の観光振興について (3) 通訳案内士の育成等について (4) 「関西文化の日」の取組の拡大について (5) 新たな観光ルートの創出について 3 ヘイトスピーチへの取組について
10	京都市	中村 三之助 議員 (一問一答)	8分	1 これからの関西広域連合の在り方と存在意義について (1) 主要事業の在り方について (2) これからの関西広域連合の継続意義について
11	滋賀県	奥村 芳正 議員 (一括)	16分	1 関西広域産業ビジョンの改訂について (1) 現行ビジョンによる取組の成果と課題について (2) 第5期広域計画を踏まえた改訂の方向性について (3) 関西全体の産業振興や地域経済の活性化につなげる方策について
12	和歌山県	堀 龍雄 議員 (一問一答)	16分	1 新連合長の当面注力すべき取組について 2 関西広域農林水産業ビジョンの改訂について 3 北陸新幹線及び関空・紀淡・四国高速交通インフラ整備の推進について
13	奈良県	阪口 保 議員 (一括)	12分	1 太陽光発電に関する諸問題について (1) 太陽光発電（メガソーラー）の山林への設置について (2) 太陽光パネル等の廃棄処理について
14	徳島県	岡本 富治 議員 (一問一答)	12分	1 大阪・関西万博における関西全体の機運醸成の取組について 2 令和6年度以降の本州四国連絡高速道路を含む「全国共通料金制度」の継続について

本県選出議員の質問概要

岡本 富治 議員

1 大阪・関西万博における関西全体の機運醸成の取組について

(質問要旨)

徳島県にとって大阪・関西万博は、この上ないビッグチャンスである。私も県議会で議論してきたところであり、徳島県商工会連合会の会長、徳島県内の産官学・金労言が一堂に会する「『大阪・関西万博』とくしま挙県一致協議会」のメンバーでもある。

徳島県内では、徳島県マスコットキャラクター「すだちくん」が万博のロゴマークとコラボした「万博すだちくん」も誕生するなど、機運醸成を図ってきた。

そこで、関西広域連合においては、関西全体として、万博に府県市民が参画する取組や機運醸成の取組をどのように進めていくのか、連合長の考えを伺いたい。

(答弁要旨)

○広域連合長（三日月 大造）

大阪・関西万博まで、本日であと771日と迫ってきており、万博の成功に向けて、日本全体の機運醸成が重要な課題の一つと認識している。

この万博はその名のとおり、関西で行われる万博であることから、徳島県だけでなく、例えば、兵庫県での1000日前イベントや和歌山県でのシンポジウム開催など、関西広域連合構成府県市において、それぞれ機運醸成に向けた取組が実施されており、広域連合委員会の場を活用して、それらの情報を共有し、お互いしっかりと連携しながら、取り組んでいる。

加えて、関西パビリオンでは、建築概要を公表し、展示内容に関する検討も本格化していることから、メディアに取り上げられる機会も増え、住民の皆様の万博への関心の高まりにつながっている。今後さらに、府県市民が参加できる展示等についても検討し機運醸成につなげていきたい。

また、昨年12月に、関西パビリオンの予告サイトである「ティザーサイト」を公開し、関西パビリオンの出展情報の発信や応援コメントの募集等、情報発信に努めており、本月中には、各府県市における万博に向けた取組や万博全体の情報発信、幅広い世代の方に万博に興味を持ってもらえるような独自コンテンツといった機能を備えた「プレサイト」として進化させるとともに、万博開催まで順次機能拡充を図っていく予定である。

さらに、多様な関西文化を広く世界に発信し、万博への関心を高めるための文化発信事業の実施に向け、具体的な取組内容の検討を進めているところである。

今後とも、構成団体に加え、福井県、三重県の連携団体が緊密に連携し、日本全体の機運を高めるため、まずは関西において、しっかりと取り組んでいく。

本県選出議員の質問概要

岡本 富治 議員

2 令和6年度以降の本州四国連絡高速道路を含む「全国共通料金制度」の継続について

(質問要旨)

地域間格差のない全国一律の料金体系である本州四国連絡高速道路（以下「本四高速」という）を含む「全国共通料金制度」は、関西広域連合議会で意見書も出され、いろいろな力添えがあって平成26年4月に実現した。

これにより、平成29年8月には明石海峡大橋の交通量が2億台を突破し、関西・九州間の物流なども変わってきている。

しかし、本制度は当面10年間、令和5年度末までの時限措置となっている。そこで、関西広域連合として、本四高速を含む「全国共通料金制度」の継続に向けて、どのように取り組むのか、連合長に伺いたい。

(答弁要旨)

○広域連合長（三日月 大造）

議員御指摘の本四高速は、四国と本州を結ぶ大動脈であり、高速道路ネットワークの一翼を担う重要な社会インフラであるとともに、これまでも「全国共通料金制度」の導入が、本四高速による本州四国間の人とモノの交流促進に大きく寄与してきたものと認識している。

今後、2025年大阪・関西万博に向けて、本州四国間の人とモノの更なる交流拡大と経済波及効果を持続的に発展させるためにも、「全国共通料金制度」の継続は必要なものと考えている。

平成25年に国において示された、整備重視の料金から利用重視の料金への転換を図る基本方針を踏まえ、広域連合においても、国に対して、「全国共通料金制度」を継続し、令和6年度以降も現行の全国共通の料金水準を維持することを強く要望しているところであり、引き続き、同制度を一過性のものではなく定着させるために、国へ働きかけてまいりたい。